

第 1 1 0 号議案

令和 4 年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度江戸川区の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

江戸川区長 斉藤 猛

第 1 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料額決定（ 変更）通知書等作成等委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	千円 1 7 , 9 6 8